

全建協連

第458号

[発行所]
全国建設業協同組合連合会
〒104-0032
東京都中央区八丁堀2-5-1
電話 03-3553-0984 (代表)

第50回通常総会・50周年記念講演会を開催

5月20日、全建協連は第50回通常総会及び50周年記念行事を東京都港区の明治記念館において開催した。総会では、令和6年度の事業報告および決議事項並びに、令和7年度の事業計画が付議され、いずれも承認・可決された。

【総会】

議事に先立ち青柳会長の挨拶（3ページ）がなされ、続いて来賓の国土交通省不動産・建設経済局 城麻実建設振興課長より「貴連合会が50回という節目の総会を迎えられましたことを心よりお祝い申し上げます。全建協連の皆様には日頃より国土交通行政に多大なるご理解ご協力をいただき、また、金融事業、共同購入事業といった建設業界を支える様々な取り組みに加えて、建設キャリアアップシステムの普及、DXをはじめ新たな課題にも熱心なお取り組みをくださり、深く感謝を申し上げます。災害対策、インフラメンテナンスに大変重要な役割を果たす建設業は、国民生活や経済活動を支える不可欠な産業です。こうした大切な役割を将来にわたって果たしていくために、賃上げをしっかりと進めていくこと、設計労務単価の引き上げ、さらに労務費の基準の策定、実効性の確保によって、労務単価並の水準を民間で

も達成していけるようがんばってまいりたいと思います。また、女性や若者にとって魅力ある産業としていくことも重要です。昨年度末に、本省において建設業団体の皆様と共同で「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画」を策定いたしました。その副題「トップの意識を変えて、現場が変わる。全ての人が働きやすく働きたいのある魅力ある建設産業の実現へ！」に皆様の思いが込められています。また、外国人材につきましても、今後、中長期的な育成がますます重要になってまいります。働きやすく働きたいのある建設産業へ、皆様とともに取り組みを進めていければと思いますので、引き続きのご理解ご協力をお願いいたします」とのご挨拶をいただいた。

【報告事項】

「令和6年度事業報告の件」について事務局から報告され、承認された。

【決議事項】

(1)「令和6年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書承認の件」、(2)「令和6年度剰余金処分決定の件」について諮られ、原案どおり承認された。また、(3)「令和7年度事業計画」及び(4)「令和7年度収支予算及び経費の賦課徴収方法決定の件」なども原案どおり議決された。



【令和7年度事業計画】

①**金融事業**：「下請S N融資等支援事業」を継続する。②**共同購買事業**：「全建協連総合システム(土木積算システム・公共建築積算システム)」、「たのめーる」、等を継続して提供する。さらに、最新の商品の情報収集を積極的に行い、会員組合と協力のうえ所属員企業のニーズに沿った品揃えを行う。③**教育情報事業**：当連合会事業及び建設業行政に関する情報を収集・提供するとともに、会員組合との情報共有を行う。また、会員組合が所属員企業に実施する講習会等を支援する。④**福利厚生事業**：会員組合及び引受会社と連携を強化し、契約件数の増加を図る。⑤**総合補償制度**：保険契約者への調査等を通じて、所属員企業の多様化するニーズの把握に努めて新規サービス提供を検討するとともに現行制度の一層の普及促進を目指す。

【顕彰】

(一般功労)

永年にわたって事務局の専従役職員として、組合事業の拡充と全建協連の発展にご貢献のあった方々。▽齋藤貴浩氏(福島(協組))▽田中陽氏(長崎(協組))



【講演】

総会后、「設立50周年記念行事」として、白鷗大学名誉教授・共同通信客員論説委員でジャーナリストの後藤謙次氏を講師に迎え、特別講演会を開催した。国土交通省、財務省の幹部の方々をは



じめ関係団体や協力会社など、会場が満席となる約140名の方々が聴講された。豊富な現場経験に裏打ちされた鋭くも明快な後藤氏の語りに参加者は熱心に耳を傾け、大盛況のうちに幕を閉じた。終了後、参加者からは、「ユーモアも交えつつ政界の歴史や裏話を語っていただき、大変興味深く分かりやすかった」「今後の国政の見通しなど、経験と分析に基づいて語られる内容は説得力があった」などの感想が寄せられた。

【懇親会】



50周年特別講演会後に懇親会が開催され、国土交通省の幹部の方々をはじめ関係団体や協力会社など多くの方々のご臨席をいただいた。青柳会長の挨拶に続き、佐藤信秋参議院議員、国土交通省平田研不動産・建設経済局長、古谷誠章日本建築士会連合会会長(早稲田大学荣誉フェロー)、山崎篤男全国建設業協会専務理事より50周年を寿ぐお言葉とご祝辞を、谷脇暁建設業振興基金理事長より乾杯のご発声をいただき、和やかに懇談いただいた。

【ご臨席いただいたその他の皆様】

後藤謙次共同通信客員論説委員

吉岡幹夫事務次官、廣瀬昌由技監、塩見英之総合政策局長、中田裕人土地政策審議官、堤洋介官房審議官、蒔苗浩司官房審議官、宮沢正知官房参事官、不動産・建設経済局皆川武士国際市場課長、水管理・国土保全局笠井雅広治水課長、道路局西川昌宏国道・技術課長、官房技術調査課柴田芳雄建設技術調整室長(以上、国土交通省)

小淵優子衆議院議員秘書、清水真人参議院議員秘書 ほか(敬称略)

第 50 回通常総会 会長挨拶

会長 青 柳 剛



令和7年度全国建設業協同組合連合会、全建協連の総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。今日の総会、来賓として国土交通省不動産・建設経済局、城麻実建設振興課長をお迎えして開催できますこと、先ずもって厚く御礼申し上げます。

令和6年度を振り返ってみますと、北陸地震のような大きな局所的な災害はなかったものの、結果として幅広い地域で近年にないほど豪雪になったことや埼玉の道路陥没事故に山林火災、そして全国各地での鳥インフルエンザ等における防疫作業を含め、「災害に対する備え」の意識が高まった年でもありました。加えて、「時間外労働の上限規制」が始まって1年が経つということです。

令和6年度もそれぞれの地区で事業協同組合の運営にご尽力賜りましたこと、心から敬意を表する次第であります。

今年は、全建協連創立50周年の年にあたります。建設業振興基金の保証とセット、双子の状態で立ち上がったのがそもそもの成り立ちです。

こういった節目の年こそ、「地域の建設業の役割」についてしっかりと考えることが大事です。地域の建設業は地域の人がモノづくりに関わっていく労働集約型産業そのものです。全建協連は他の団体と違って「地域を守る絆」で結ばれていることが一番の特色です。人材不足は大きな課題となりますが、「社会資本整備を通じて地域貢献をする」といった崇高な理念があります。高い理念を抱えた組合員企業をしっかりと下支えするための事業を展開していくのが全建協連の役割だということです。

建設産業を取り巻く団体は沢山ありますが、各地の建設業協会との距離を測り続けることによって組合ならではの役割がより一層明確に見えてき

ます。「総合補償制度・生命共済制度・共同購買事業・教育研修事業」など従来からの全建協連の事業の取り組みに加えて、業界の抱えている課題を凝縮して外に向けた活動を展開してきました。今年は、年明け1月10日、猛暑日の作業効率の低下と積算基準の問題、月毎の週休二日制達成による工事成績の加点措置や熱中症安全配慮義務などについて佐藤信秋自由民主党国土強靱化推進本部長との忌憚のない意見交換会を踏まえて、自由民主党森山裕幹事長、小野寺五典政調会長に全建協連として直接要望活動が出来たこと、地域建設業の「柔軟な働き方」を考えるきっかけになったことと思われまます。また会員に向けても、制度変更や国会審議の模様など出来るだけ多くの情報提供に心がけてきたところであります。

建設業の課題は「人材確保育成」と「生産性の向上」そして「災害対応組織力の強化」の3点に集約されます。「時間外労働の上限規制」の法整備が昨年度から適用になったこともあって、人手不足感と共に、業界は大きく変わりだしました。DXによる働き方改革など、一層進みそうですが、大きな変化の時こそ穏やかなスタートが出来るかどうか大事な時です。ICT施工の普及も含め、速度が遅い人を真ん中に据え、地域全体で働き方改革を展開していくことがポイントです。働く人に的を絞った「丁寧さ 優しさこそ働き方改革・組合活動の基本理念だ」と思っています。令和6年度の事業報告と決算、それに新年度に向かったの予算・事業計画等が議題となっています。

それぞれの項目、会員の皆さんに慎重審議中にもスムーズな運営をお願いして冒頭のあいさつに代える次第であります。よろしくお願いいたします。

**楽らく
アプロ**
工事費算出
システムシリーズ

令和7年度版 土木 直接工事費編

2025年8月公開 定価：29,700円（税込）

- 国土交通省土木工事標準積算基準書の内容に準じた単価表を表示
- 独自の単価表を複合単価として登録・作成でき、複合単価としての直接工事費を算出

オンラインショップ
一般財団法人 建設物価調査会 お申し込みは **建設物価BookStore**

職場における熱中症予防の体制整備が義務化へ

熱中症の恐れがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じて迅速・適切に対処することにより熱中症重篤化を防止することを目的に、事業者に対して体制整備等を義務付ける労働安全衛生規則の改正省令が6月1日に施行されました。

令和7年6月1日 改正労働安全衛生規則施行

職場における熱中症対策の強化

死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施

<事業者への義務付け>

体制整備 手順作成 関係者への周知

- 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が、その旨を報告するための**体制整備**および**関係作業員への周知**
- 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に、迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
 - ①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先および所在地等
 - ②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等、熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の**実施手順の作成**および**関係作業員への周知**

<対象となるのは>

「**WBGT28度以上または気温31度以上の環境下で**
連続1時間以上または1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業



<処置のポイント>

- 熱中症を自覚したら・熱中症のおそれのある者を発見したら
 ふらつき・生あくび・失神・大量の発汗・痙攣・めまい・筋肉痛・こむら返り・頭痛・不快感・吐き気・倦怠感・高体温 等
→直ちに作業離脱、身体冷却
- 意識の異常等（普段と様子が違う）があれば
→すぐに「119番」
→迷う場合は安易な判断は避け「#7119」など専門機関に相談
- 医療機関までの搬送の間や経過観察中は一人にしない
 （単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持）
- 回復後であっても体調急変等により症状が悪化するケースがある
 （連絡体制や体調急変時などの対応をあらかじめ定めておく）



全建協連では今回の改正省令を踏まえ、所属員企業の皆様に対して**熱中症対策に効果的な関連商品**の品揃え充実化を図りました。今夏の猛暑を乗り越えるためご利用のご検討をお願いいたします。